

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

(1) (株)共洋土建・(有)丸内重機・(有)名嘉山重建 特定建設工事共同企業体

○ (株)共洋土建

47-000128 代表者 野浦 薫

(土木特A、建築A、とび・土工、ほ装A、しゅんせつ、水道施設)

○ (有)丸内重機

47-008205 代表者 内間 久浩

(土木特A、ほ装A、しゅんせつ、水道施設、解体)

○ (有)名嘉山重建

47-010197 代表者 名嘉山 勝

(土木B、建築D、とび・土工、ほ装A、水道施設、解体)

(2) (株)長田組開発 (下請)

47-012905 代表者 長田 龍彦

(土木C、建築D、水道施設、解体)

## 2 指名停止措置期間

○ (株)共洋土建

○ (有)名嘉山重建

○ (株)長田組開発

平成29年11月30日～平成29年12月29日 (1か月)

○ (有)丸内重機

平成29年11月30日～平成30年1月12日 (1か月+2週間)※

※別件による指名停止期間満了後、1年を経過していないため加重措置した。

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事 (下請けを含む)

## 4 事実概要

(株)共洋土建・(有)丸内重機・(有)名嘉山重建特定建設工事共同企業体が受注した、建設課発注の「石川～上間送水管布設工事(登川工区)その7」において平成29年9月12日、管路掘削場所において作業員が簡易土留めレール建込時に、同レールに押し倒される形で転倒し、第1腰椎棘突起骨折及び第2、3、4、5腰椎破裂骨折の怪我を負った。

このことについて、沖縄労働基準監督署から安全衛生指導書が出された。

## 5 指名停止措置理由

当該事故は、土止め支保工の組立作業中に発生しているが、事故当時、土止め支保工作業主任者に作業を直接指揮させていなかったこと、支保工の組立図を作成し組立図に沿って作業を行っていなかったこと等、安全管理の措置が不適切であったと認められる。このような状況で発生した事故については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」  
別表1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内